

第六十回国 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和四十三年十二月十九日(木曜日)

午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君
理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
北村 暢君
山崎 昇君

委員

久次米健太郎君
源田 実君
佐藤 隆君
柴田 栄君
長屋 茂君
山本茂一郎君
前川 旦君
村田 秀三君
山本伊三郎君
峯山 昭範君
岩間 正男君

國務大臣

荒木萬壽夫君
有田 喜一君
床次 徳二君

國務委員

總理府總務副長 鯨岡 兵輔君
總理府人事局長 栗山 康平君
行政管理政務次官 熊谷 義雄君
防衛政務次官 坂村 吉正君
防衛庁長官官房 島田 登君
防衛庁人事教育 局長 麻生 茂君

事務局側

常任委員会専門 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

有田防衛庁長官及び床次總理府總務長官、荒木行政管理庁長官等から発言を求められております。これを許します。
有田防衛庁長官。

○國務大臣(有田喜一君) 私、先般の内閣改造にあたりまして、防衛庁長官を任命されました。微力非才でございますが、委員長はじめ委員各位の御協力のもとにこの大任を全うしたいと思っております。どうか皆さんにおかれましては御鞭撻を願ひ、また一そこの御協力を賜わらんことを切にお願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつにかゝる次第です。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 坂村政務次官。
○政府委員(坂村吉正君) このたび防衛政務次官を拝命いたしました坂村吉正でございます。浅学非才でございますが、ひとつ一生懸命大臣を助けてやうてまいるつもりでございますので、委員長はじめ委員各位の御支援と御協力をよろしくお願ひいたします。(拍手)

い申し上げます。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 床次總理府總務長官。

○國務大臣(床次徳二君) 私、床次徳二であります。今般の内閣改造によりまして、總理府總務長官を拝命いたしました。至つて浅学非才、十分に御用を足せるかと考えておりますが、委員長並びに委員各位の御協力によりまして、十分な努力を尽くし、お役に立ちたいと考えております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 鯨岡總理府總務副長官。
○政府委員(鯨岡兵輔君) 總理府總務副長官に任ぜられました鯨岡でございます。至らない者でございますが、長官を助けて、先生方の御協力のもと任務を全うしたいと考えているわけでございます。どうぞよろしく。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 荒木行政管理庁長官。
○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私は国家公安委員長及び行政管理庁長官を拝命いたしました。ともに時局柄特に重大な責任を負わされたと思つておりました。微力でございますが、皆さま方の御叱声、御協力をいただきまして、大過なきを期してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 熊谷政務次官。
○政府委員(熊谷義雄君) 行政管理政務次官を拝命いたしました熊谷でございます。はなはだ微力非才な者でございますが、何とぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(井川伊平君) 次に、一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題といたします。

順次趣旨説明を願ひます。床次總理府總務長官。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十六日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、通勤手当等を改定することを内容とする人事院勧告がなされたのでありますが、政府といたしまして、その内容を慎重に検討した結果、本年八月一日から、ただし、通勤手当については五月一日から、それぞれ人事院勧告どおりこれを実施することが適当であり、また、期末、勤勉手当制度の合理化をあわせて行なうことが適当であると認めましたので、この際、一般職の職員に關する法律等について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、一般職の職員に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のとおり改めることといたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることといたしました。この結果、俸給表全体の改訂率は平均七・一％になることとなります。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師に対する支給月額の限度を一万円から二万円に引き上げるとともに、支給期間の限度を七年から十五年に延長することといたしました。

第三に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する支給月額の限度を三千六百円に、自転車等を使用する者に対する支給月額を六百円、ただし原動機付の場合は七百円にそれぞれ引き上げることといたしました。

支給額とを一定の条件のもとで併給することとした。

第四に、宿日直手当について、人事院規則で定める管理または監督の業務を主として行なう宿日直勤務に対する支給額の限度を、勤務一回につき千円、ただし土曜日等に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあっては千五百円とすることとした。

次に、期末・勤勉手当制度の合理化をはかることとし、明年四月以降、期末手当について、在職期間に應ずる現在の支給割合に加えて新たに百分の八十を設けることとし、勤勉手当について、現行の年三回支給を六月及び十二月の年二回支給に改め、これに伴い期末手当を年二回から年三回支給に改めることとした。

さらに、常勤職員の俸給月額額の改定に伴いまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給限度額を日額五千九百円から六千五百円に改めることとした。

以上のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）の附則及びその他の関連する法律の附則の一部を改めまして、等級の新設等に伴う暫定手当の支給及び繰り入れ等についての所要の措置を規定することとした。

なお、本法に附則を設けまして、等級の新設に伴う等級及び号俸の切りかえ等を規定することとした。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

政府は、本年八月十六日に行なわれました人事院勧告に基づいて、八月一日、ただし通勤手当については五月一日から、一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御

審議を願うこととしておりますが、特別職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なうとするものであります。

すなわち第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることとした。具体的には御説明いたしますと、内閣総理大臣、国務大臣等及び内閣法制局長官等を除き、政務次官等につきまして一万五千円引き上げることとした。次に、大使及び公使につきましては、国務大臣と同額の四十万円を受ける大使及び大使五号俸を除き、一万五千円引き上げることとし、秘書官につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じて引き上げることとした。

第二に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を日額一万五千円から一万千五百円に改めることとした。また、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を日額五千九百円から六千五百円に改めることとした。

第三に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十二号）の附則の一部を改めまして、俸給月額額の改定等に伴う暫定手当の繰り入れ等についての所要の措置を規定することとした。

最後に、日本万国博覧会政府代表及び沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の俸給月額につきましても、大公使に準じて一万五千円引き上げることとした。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十六日、一般職の職員の給与に関する勧告にあわせて、国家公務員の寒冷地手当に関しても人事院の勧告がなされました。従来寒冷地手当は、御承知のとおり、百分の八

十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される定率額に、北海道に在勤する職員には石炭加算額が、北海道以外の寒冷地に在勤する職員には、薪炭加算額が支給されることとされておりましたが、今回の人事院勧告は、俸給に比例して算出される定率額のうち、一部を定額化し、また、石炭加算額並びに薪炭加算額の引き上げ等を内容とするものであります。

政府といたしましては、その内容を慎重に検討した結果、寒冷生計費の実態にかんがみ、本年八月三十一日の基準日から人事院の勧告どおりこれを実施することが適当であるとの結論に達しましたので、所要の改正を行なうこととしました。

すなわち、今回の改正におきましては、第一に、百分の八十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される定率額を、百分の四十五以内で地域ごとに俸給に比例して算出される新定率部分と、二万六千八百円以内で地域及び世帯等の区分に応じて算出される新定率部分とに区分し、その合算額を基準額とすることとした。

第二に、石炭加算額及び薪炭加算額につきましては、北海道に在勤する職員に支給される石炭加算額の最高額を、二万七千二百円から二万九千八百円にすることとし、北海道以外の寒冷地に在勤する職員に支給される薪炭加算額の最高額を八千六百円から一万千円にすることとした。

第三に、新たに設けることとした基準額につきましては、当分の間、経過措置を講ずることとした。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（井川伊平君） 次に有田防衛庁長官。○国務大臣（有田喜一君） ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職

の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給の改定等を行なうものであります。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自衛官の俸給を一般職の給与改定の例に準じて、それぞれ従前の例にない改定するとともに、自衛官の営外手当及び防衛大学校の学生の学生手当の改定を行なうこととしております。

また、事務官等の俸給及び医療職の初任給調整手当等並びに通勤手当については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しておりますので、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、一般職において、昭和四十四年四月一日から暫定手当の一段階相当額の五分の二の額をさらに俸給に繰り入れることに伴い、従前の例にない参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校の学生の学生手当を改定することとし、このほか、一般職の例に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給に関する制度の合理化をはかることとしております。

附則においては、施行期日、俸給の切りかえ、切りかえに伴う措置等、所要の規定を定めております。

この法律案の第一条の規定は公布の日から施行し、昭和四十三年八月一日から適用することとし、第二条の規定は昭和四十四年四月一日から施行することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（井川伊平君） 暫時休憩します。

午前十一時十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案

一、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、行政機関の職員の定員に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

（一）一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第一条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「七年以内」を「十五年以内」に改め、同項第一号中「一万円」を「二万円」に改める。

第十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、且つ、」を「利用して」に、「交通機関等を利用しないで」を「交通機関等を利用しないで」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）
第十二条第二項を次のように改める。

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）

二 前項第二号に掲げる職員 六百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合に於ては、七百元）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

第十二条第三項を削り、同条第四項中「前三項に規定するものの外」を「前二項に規定するもののほか」に、「改訂」を「改定」に改め、同項を同条第三項とする。

第十九条の二第一項中「宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行

なわれる場合に於ては、七百六十五円」を「人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千円」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、その額は、七百六十五円（人事院規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千五百円）をこえない範囲内において人事院規則で定める額とする。

第十九条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、三千六百円をこえない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

在 職		期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	三箇月	六箇月	
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十	百分の八十	
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十	百分の六十	
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十		

第十九条の四第一項中「三月一日」を削り、

「次の各号に掲げる区分に依する」を「基準日以前六箇月以内」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分に依する割合」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、

各号を削る。

第二十二條第一項中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

第二十三條第七項中「一月以内」を「二箇月以内」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,000	69,600				30,500	26,300	19,100
2	99,700	73,200	60,600	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	104,400	76,800	63,400	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	109,200	80,400	66,200	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	114,000	84,000	69,100	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	118,800	87,700	72,000	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	123,600	91,400	74,900	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	128,400	95,100	77,800	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	133,200	98,800	80,700	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	138,000	102,300	83,600	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	141,800	105,600	86,200	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	144,500	108,600	88,800	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	147,200	110,700	91,400	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	149,500	112,800	94,000	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	151,800	114,900	96,000	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16			98,000	85,200	70,600	61,100		34,600
17				87,100	71,700	62,200		35,400
18				89,000	72,800	63,200		
19					73,900	64,200		
20						65,200		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	38,700	30,200	26,200	19,400	16,600
2	40,500	31,800	27,500	20,400	17,200
3	42,300	33,400	28,800	21,400	17,900
4	44,200	35,100	30,200	22,400	18,600
5	46,200	36,900	31,600	23,600	19,400
6	48,200	38,700	33,000	24,900	20,300
7	50,200	40,500	34,400	26,200	21,200
8	52,100	42,100	35,900	27,500	22,200
9	54,000	43,700	37,400	28,800	23,200
10	55,700	45,300	38,800	30,100	24,400
11	57,400	46,900	40,200	31,400	25,600
12	59,000	48,500	41,600	32,500	26,800
13	60,600	50,100	43,000	33,600	28,000
14	62,200	51,700	44,400	34,600	29,200
15	63,800	53,300	45,800	35,600	30,300
16	65,400	54,400	47,000	36,600	31,100
17	66,700	55,500	48,200	37,500	31,900
18	67,900	56,600	49,400	38,400	32,700
19	69,100	57,600	50,200	39,200	33,500
20	70,200	58,600	51,000	40,000	34,200
21	71,300	59,600	51,800	40,800	34,900
22	72,300	60,500	52,600	41,600	35,600
23	73,300	61,400	53,400	42,400	36,300
24	74,300	62,300	54,200	43,100	37,000
25	75,300	63,200	55,000	43,800	37,700
26	76,300			44,500	38,400
27					39,100
28					39,800
29					40,500
30					41,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	35,100	29,000	21,100
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,000
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,000
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	24,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,500	25,200
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,300	26,300
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,100	27,400
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	40,900	28,500
9	109,000	95,400	87,300	75,100	63,000	52,500	42,700	29,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,500	30,700
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,300	32,100
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,100	33,500
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	49,900	34,600
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	50,900	35,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	64,500	51,900	36,400
16			104,600	92,200	77,200	65,500		
17			106,600	94,100	78,300	66,500		
18				96,000	79,400			
19				97,900	80,500			
20				99,800				
21				101,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400	—	—	—	—	29,000	25,300	22,600
2	84,000	73,200	67,000	56,300	40,500	31,000	26,400	23,500
3	87,700	76,800	69,900	58,900	42,900	33,100	27,500	24,400
4	91,400	80,400	72,800	61,600	45,300	35,300	29,000	25,300
5	95,100	84,000	75,700	64,300	47,800	37,500	30,900	26,400
6	98,800	86,900	78,600	67,000	50,300	39,700	33,000	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	52,900	41,900	35,100	29,000
8	105,800	92,700	84,400	72,400	55,500	44,100	37,200	30,800
9	109,000	95,400	87,300	75,100	58,100	46,300	39,300	32,800
10	112,000	98,100	90,200	77,800	60,700	48,500	41,400	34,800
11	115,000	100,800	92,800	80,400	63,300	50,700	43,500	36,900
12	118,000	103,500	95,400	83,000	65,900	52,900	45,600	39,000
13	120,200	105,800	98,000	85,400	68,500	55,100	47,700	41,100
14	122,400	107,800	100,600	87,800	70,800	57,300	49,800	43,200
15		109,800	102,600	90,000	73,000	59,500	51,900	45,300
16			104,600	92,200	74,700	61,700	54,000	47,400
17			106,600	94,100	76,200	63,900	56,100	49,500
18				96,000	77,700	66,100	58,200	51,600
19				97,900	78,800	67,600	60,300	53,700
20				99,800	79,900	69,100	62,400	55,800
21				101,700	81,000	70,200	64,500	57,900
22					82,100	71,300	66,000	60,000
23					83,200	72,400	67,500	61,500
24						73,400	68,600	63,000
25						74,400	69,700	64,100
26						75,400	70,700	65,200
27							71,700	66,300
28							72,700	67,300
29								68,300
30								69,300
31								70,300

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,400					35,100	29,000	21,500
2	84,000	73,200	67,000	56,300	45,200	37,200	30,500	22,700
3	87,700	76,800	69,900	58,900	47,600	39,300	32,100	23,900
4	91,400	80,400	72,800	61,600	50,100	41,500	33,700	25,100
5	95,100	84,000	75,700	64,300	52,600	43,700	35,600	26,300
6	98,800	86,900	78,600	67,000	55,200	45,900	37,500	27,500
7	102,300	89,800	81,500	69,700	57,800	48,100	39,400	28,700
8	105,800	92,700	84,400	72,400	60,400	50,300	41,300	30,100
9	109,000	95,400	87,200	75,100	63,000	52,500	43,100	31,600
10	112,000	98,100	90,200	77,800	65,600	54,700	44,900	33,100
11	115,000	100,800	92,800	80,400	68,200	56,900	46,700	34,700
12	118,000	103,500	95,400	83,000	70,500	59,100	48,500	36,300
13	120,200	105,800	98,000	85,400	72,700	61,300	50,300	37,900
14	122,400	107,800	100,600	87,800	74,500	63,300	52,100	39,500
15		109,800	102,600	90,000	76,000	65,100	53,300	41,100
16			104,600	92,200	77,200	66,300	54,500	42,700
17			106,600	94,100	78,300	67,400	55,600	44,300
18				96,000	79,400	68,400	56,600	45,800
19				97,900	80,500	69,400	57,600	47,300
20				99,800		70,400		48,300
21				101,700				49,300
22								50,300

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	90,200	71,000	55,000	42,700	32,500	22,900
2	94,300	74,800	58,200	45,600	34,300	24,100
3	98,400	78,600	61,400	48,500	36,200	25,700
4	102,500	82,400	64,600	51,400	38,200	27,400
5	106,600	86,200	67,800	54,200	40,200	29,100
6	110,700	90,000	70,800	57,000	42,300	30,800
7	114,800	93,800	73,800	59,800	44,400	32,500
8	118,900	97,600	76,800	62,600	46,600	34,000
9	123,000	101,400	79,800	65,400	48,800	35,500
10	126,700	105,200	82,400	68,200	51,000	37,000
11	130,400	108,900	85,000	70,500	53,000	38,500
12	132,800	112,600	87,600	72,800	55,000	40,000
13	135,200	116,300	90,200	74,600	56,900	41,400
14	137,600	119,100	92,000	76,400	58,800	42,800
15	139,900	121,400	93,800	78,200	60,700	44,200
16	142,200	123,700	95,400	79,800	62,300	45,600
17	144,500	126,000	97,000	81,400	63,900	47,000
18		128,300	98,600	83,000		48,400
19		130,600				49,800
20						51,000
21						52,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	41,900	33,000	26,200	19,300
2	44,300	34,600	27,500	20,300
3	46,700	36,200	28,800	21,300
4	48,900	37,800	30,200	22,400
5	51,100	39,700	31,600	23,600
6	53,200	41,900	33,000	24,900
7	55,300	44,200	34,400	26,200
8	57,400	46,500	35,900	27,500
9	59,200	48,500	37,400	28,800
10	61,000	50,500	39,100	30,100
11	62,800	52,500	40,800	31,400
12	64,500	54,300	42,600	32,700
13	66,200	56,100	44,400	34,100
14	67,900	57,700	46,000	35,500
15	69,600	59,000	47,600	36,900
16	71,200	60,300	49,200	38,300
17	72,800	61,600	50,800	39,700
18	74,100	62,900	52,400	41,100
19	75,400	64,000	53,600	42,200
20	76,700	65,100	54,800	43,300
21	77,900	66,200	56,000	44,200
22	79,100	67,300	57,000	45,100
23	80,300	68,400	58,000	46,000
24		69,500	59,000	46,900
25			60,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	41,800	29,300	23,000
2	69,700	52,400	44,600	31,100	24,300
3	73,500	55,700	47,500	33,000	25,600
4	77,300	59,000	50,400	35,100	27,000
5	81,100	62,200	53,300	37,200	28,400
6	84,900	65,400	56,200	39,500	29,800
7	88,700	68,600	59,100	41,800	31,400
8	92,500	71,800	62,000	44,100	33,200
9	96,300	75,000	64,500	46,400	35,300
10	100,100	78,200	67,000	48,700	37,500
11	103,900	81,000	69,500	51,000	39,700
12	107,700	83,800	71,800	53,300	41,900
13	111,500	86,300	74,100	55,600	44,100
14	115,300	88,800	76,400	57,900	46,300
15	119,100	91,300	78,500	60,000	48,500
16	122,900	93,800	80,600	62,100	50,700
17	126,700	96,100	82,700	64,200	52,900
18	130,300	98,400	84,800	65,700	55,100
19	133,800	100,600	86,800	67,200	57,100
20	137,300	102,800	88,800	68,700	59,000
21	140,800	104,700	90,800	70,100	60,500
22	144,000	106,600	92,600	71,500	62,000
23	147,200	108,500	94,400	72,900	63,200
24	149,500	110,100	96,200	74,300	64,400
25	151,800	111,700	97,600	75,500	65,400
26		113,300	99,000	76,700	66,400
27		114,900	100,400	77,900	67,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手 その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	27,600	21,000
2	58,900	29,300	22,000
3	61,400	30,800	23,000
4	63,900	32,400	24,100
5	66,400	34,100	25,400
6	69,200	35,900	26,800
7	72,100	37,700	28,200
8	75,000	39,800	29,600
9	77,900	42,000	31,000
10	80,800	44,200	32,500
11	83,700	46,600	34,300
12	86,600	49,000	36,100
13	89,500	51,400	38,200
14	92,400	53,800	40,300
15	95,300	56,200	42,400
16	98,200	58,600	44,500
17	101,100	61,000	46,600
18	103,600	63,500	48,700
19	106,100	66,000	50,800
20	108,600	68,500	52,700
21	111,100	71,000	54,600
22	113,200	73,400	56,500
23	115,300	75,700	58,400
24	117,400	78,000	59,900
25	119,500	80,300	61,400
26	121,600	82,600	62,500
27		84,900	63,600
28		87,000	64,700
29		89,100	65,800
30		91,000	66,900
31		92,900	67,900
32		94,800	68,900
33		96,500	69,900
34		98,200	70,900
35		99,500	71,900
36		100,800	
37		102,100	
38		103,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円
1	—	24,100	21,000
2	48,200	25,900	22,000
3	50,600	27,600	23,000
4	53,000	29,300	24,100
5	55,400	30,700	25,400
6	57,800	32,200	26,800
7	60,200	33,800	28,200
8	62,600	35,500	29,600
9	65,100	37,200	31,000
10	67,600	39,200	32,400
11	70,100	41,300	33,900
12	72,500	43,500	35,400
13	74,800	45,800	37,100
14	77,100	48,100	38,800
15	79,400	50,400	40,500
16	81,700	52,700	42,200
17	84,000	55,000	43,900
18	86,100	57,200	45,600
19	88,200	59,400	47,100
20	90,200	61,600	48,600
21	92,200	63,800	49,600
22	94,100	66,000	50,600
23	95,800	67,800	51,600
24	97,500	69,400	52,600
25	98,800	71,000	
26	100,100	72,600	
27	101,400	74,100	
28	102,700	75,600	
29	104,000	77,000	
30		78,400	
31		79,800	
32		81,200	
33		82,600	
34		84,000	
35		85,200	
36		86,400	
37		87,600	
38		88,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,800	—	41,800	30,800	24,100
2	107,600	59,000	44,600	32,500	25,900
3	111,400	62,200	47,500	34,300	27,600
4	115,200	65,400	50,400	36,200	29,300
5	119,000	68,600	53,300	38,100	30,800
6	122,800	71,800	56,200	40,200	32,400
7	126,600	75,000	59,200	42,400	34,100
8	130,300	78,200	62,200	44,600	35,900
9	133,800	81,300	65,400	47,000	37,700
10	137,300	84,900	68,600	49,400	39,800
11	140,800	88,700	71,800	51,800	41,900
12	144,000	92,500	75,000	54,200	44,000
13	147,200	96,300	78,200	56,600	46,100
14	149,600	100,100	81,000	59,000	48,200
15	151,900	103,900	83,800	61,400	50,300
16		107,700	86,300	63,800	52,400
17		111,500	88,800	66,200	54,400
18		115,300	91,300	68,700	56,400
19		119,100	93,800	71,100	58,400
20		122,900	96,100	73,500	60,000
21		126,100	98,400	75,800	61,600
22		128,400	100,600	78,100	63,000
23		130,700	102,800	80,400	64,400
24		133,000	104,300	82,700	65,500
25		135,300	105,800	85,000	66,600
26		137,600	107,300	87,100	67,700
27				89,200	68,800
28				91,100	
29				93,000	
30				94,900	
31				96,600	
32				98,300	
33				99,600	
34				100,900	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	26,800	23,000	19,100
2	64,600	42,300	28,300	24,200	20,000
3	67,600	45,100	30,000	25,400	21,000
4	70,600	47,900	31,900	26,600	22,000
5	74,000	50,700	34,000	28,000	23,000
6	77,400	53,500	36,300	29,500	24,200
7	80,900	56,300	38,600	31,100	25,400
8	84,400	59,100	41,100	33,000	26,600
9	88,600	61,700	43,600	34,900	27,800
10	92,800	64,300	46,100	37,100	29,000
11	97,000	66,900	48,600	39,300	30,200
12	101,400	69,500	51,100	41,600	31,400
13	105,800	72,100	53,600	43,900	32,600
14	110,200	74,700	56,100	46,200	33,800
15	114,600	77,200	58,600	48,500	35,000
16	119,000	79,600	61,000	50,700	36,000
17	123,200	81,800	63,400	52,800	37,000
18	127,400	84,000	65,700	54,900	
19	131,300	86,200	68,000	57,000	
20	134,700	88,000	69,700	58,700	
21	137,600	89,800	71,400	60,200	
22	140,500	91,600	72,900	61,700	
23	143,400	93,200	74,400	62,900	
24	145,700	94,800	75,800	64,100	
25	148,000	96,400	77,200	65,100	
26		98,000	78,600	66,100	
27		99,600	80,000		
28		101,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	91,500	66,200		34,800
2	95,200	69,800	55,800	37,400
3	98,900	73,400	59,200	40,000
4	102,600	77,000	62,600	42,800
5	106,300	80,600	66,000	45,900
6	110,000	84,200	69,400	49,000
7	113,700	87,800	72,700	52,100
8	117,200	91,400	76,000	55,200
9	120,700	95,000	79,300	58,300
10	124,200	98,600	82,500	61,400
11	127,700	102,200	85,700	64,300
12	130,900	105,400	88,500	66,600
13	134,100	108,600	91,300	68,900
14	137,300	111,600	94,000	71,200
15	140,300	114,600	96,000	73,500
16	143,300	116,600	98,000	75,800
17	146,300	118,600	99,600	78,000
18	148,600	120,600	101,200	80,200
19	150,900	122,600	102,800	82,100
20		124,600	104,400	84,000
21			106,000	85,400
22			107,600	86,800
23				88,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	72,200	51,800	34,600	26,300	23,000	20,000
2	75,900	54,600	36,900	27,600	24,100	21,000
3	79,600	57,400	39,200	29,000	25,200	22,000
4	83,300	60,300	41,600	30,500	26,300	23,000
5	87,100	63,200	44,000	32,300	27,600	24,100
6	90,900	66,100	46,400	34,100	29,000	25,200
7	94,700	69,000	48,800	36,200	30,500	26,300
8	98,000	71,700	51,300	38,300	32,100	27,400
9	101,300	74,400	53,900	40,500	33,700	28,400
10	104,500	77,100	56,500	42,700	35,500	29,200
11	107,700	79,400	59,100	44,900	37,300	30,000
12	109,900	81,700	61,700	47,100	39,100	30,700
13	112,100	83,800	64,000	49,300	40,900	31,400
14	114,000	85,900	66,200	51,500	42,700	
15	115,900	87,700	68,000	53,600	44,500	
16	117,800	89,500	69,700	55,700	46,300	
17		91,100	70,900	57,700	47,300	
18		92,700	72,100	59,700	48,300	
19			73,300	60,900	49,100	
20			74,500	62,000	49,900	
21				62,900		
22				63,800		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸	職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		円	60,200	43,700	34,200	24,400	20,600
2			62,800	46,100	36,300	25,600	21,800
3			65,400	48,500	38,600	26,900	23,000
4			68,000	50,900	40,900	28,200	24,200
5			70,600	53,200	43,200	29,500	25,400
6			73,200	55,500	45,400	30,900	26,700
7			75,800	57,800	47,600	32,400	28,000
8			78,400	60,100	49,800	34,000	29,300
9			81,000	62,400	52,000	35,700	30,700
10			83,600	64,700	54,200	37,400	32,100
11			85,900	66,900	56,300	39,200	33,600
12			88,200	69,100	58,400	41,000	35,200
13			90,500	70,900	60,500	42,800	36,800
14			92,300	72,700	62,200	44,600	38,400
15			94,100	74,400	63,600	46,300	40,000
16			95,900	76,100	65,000	47,700	41,300
17			97,700	77,800	66,300	49,100	42,600
18			99,500	79,200	67,400	50,400	43,600
19			101,300	80,600	68,500	51,700	44,600
20				82,000	69,600	53,000	45,600
21				83,300	70,600	54,000	46,600
22				84,600	71,600	55,000	47,600
23				85,900	72,600	56,000	
24				87,000		57,000	
25				88,100		58,000	
26				89,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号	俸	俸 給 月 額	
		甲	乙
1		円	円
2		215,000	136,000
3		225,000	145,000
4		235,000	154,000
5		245,000	163,000
6		255,000	173,000
7		265,000	183,000
8		285,000	193,000
9			204,000
			215,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二十項中「暫定手当の月額」の下に「(同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額)」を加える。
(二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第十六項を削り、附則第十七項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十九項を附則第十八項とする。
(三) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正
第四条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十

一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改め、同項中「改正後の法」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。))第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に、「以下「三級地支給額」という」を「同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事院規則で定めるこれに相当する額」とし、以下「三級地支給額」というに、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年七月三十一日」に改め、「俸給月額を受ける職員」の下に「(昭和四十三年七月三十一日に係る場合にあつては、同日において職務の等級の最高の号俸を受ける俸給月額を受ける職員)」の最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員に基づき職務の等級の号俸を定められることとなる職員を除く。」を加え、「昭和四十三年四月一日、」を「昭和四十三年八月一日、」に、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附 則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。

2

第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一

項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二條から第四條までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年八月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員(切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に相当する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。)

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に相当する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定による切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表(三)の三等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

7 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の二等級の一号俸である職員の

切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に於いて、第一條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。

(旧号俸等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12 改正前の法の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表	切替日における職務の等級	
	甲	乙
税務職俸給表 公安職俸給表(一) 公安職俸給表(二)	特3等級	3等級
海事職俸給表(一) 医療職俸給表(三)	特1等級	1等級

附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の特3等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
2号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7号俸	俸 俸 俸 俸 俸
8号俸	俸 俸 俸 俸 俸
9号俸	俸 俸 俸 俸 俸
10号俸	俸 俸 俸 俸 俸
11号俸	俸 俸 俸 俸 俸

附則別表第三 海事職俸給表(一)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から6号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
7号俸	俸 俸 俸 俸 俸
8号俸	俸 俸 俸 俸 俸
9号俸	俸 俸 俸 俸 俸
10号俸	俸 俸 俸 俸 俸
11号俸	俸 俸 俸 俸 俸
12号俸	俸 俸 俸 俸 俸
13号俸	俸 俸 俸 俸 俸
14号俸	俸 俸 俸 俸 俸
15号俸	俸 俸 俸 俸 俸
16号俸	俸 俸 俸 俸 俸
17号俸	俸 俸 俸 俸 俸
18号俸	俸 俸 俸 俸 俸
19号俸	俸 俸 俸 俸 俸
20号俸	俸 俸 俸 俸 俸

附則別表第四 医療職俸給表(三)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	俸 俸 俸 俸 俸
9号俸	俸 俸 俸 俸 俸
10号俸	俸 俸 俸 俸 俸
11号俸	俸 俸 俸 俸 俸
12号俸	俸 俸 俸 俸 俸
13号俸	俸 俸 俸 俸 俸

14	㊦	㊦	㊦	㊦
15	㊦	㊦	㊦	㊦
16	㊦	㊦	㊦	㊦
17	㊦	㊦	㊦	㊦
18	㊦	㊦	㊦	㊦
19	㊦	㊦	㊦	㊦
20	㊦	㊦	㊦	㊦
21	㊦	㊦	㊦	㊦
22	㊦	㊦	㊦	㊦
23	㊦	㊦	㊦	㊦
24	㊦	㊦	㊦	㊦
25	㊦	㊦	㊦	㊦

特別職の職員に給与に關する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員に給与に關する法律等の一部を改正する法律

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四〇〇、〇〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	三三〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
政務次官	二八五、〇〇〇円

(特別職の職員に給与に關する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員に給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五千九百円」を「六千五百円」に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。

第九条中「五千九百円」を「六千五百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第二

内閣官房副長官 總理府總務副長官 侍 従 長	二七五、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二五五、〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	二三五、〇〇〇円
大 使	五号俸 三三〇、〇〇〇円 四号俸 二七五、〇〇〇円 三号俸 二五五、〇〇〇円 二号俸 二三五、〇〇〇円 一号俸 二〇五、〇〇〇円

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

（基準額に関する経過措置）

2 改正後の法の規定の適用を受ける職員で、同法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正前の法」という。）第二条第四項に規定する割合を乗じて得た額（以下「定率基本額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の基準額とする。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 基準日において当該職員の受ける号俸の昭和四十三年八月三十一日における額（基準日において当該職員が最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額）

二 その他の一般職に属する職員 基準日において当該職員の受ける職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一日における額（基準日において当該職員が職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける場合その他内閣総理大臣が定める場合にあつては、その定める額）に千円を加算した額

3 昭和四十三年八月三十一日から内閣総理大臣が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、改正後の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とし、前項の規定により算出するものとした

場合における定率基本額が、同法同条同項の規定により算出するものとした場合における基準額をこえ、かつ、改正前の法第二条第四項の規定により算出するものとした場合における定率額に達しないこととなるときは、改正後の法第二条第四項及び前項の規定にかかわらず、当該定率額をもつて同法同条同項の基準額とする。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による定めをするときは、人事院の勧告に基づいてしなければならない。

5 （防衛庁職員給与法第一条の職員への準用）前二項の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、附則第二項第一号中「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける職員」と、「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」と、同項第二号中「一般職に属する職員」とあるのは「防衛庁職員給与法第一条の職員」と、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級における」と、前項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるほか、自衛官については、附則第二項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と、同項第二号中「職務の等級」とあるのは「階級」と読み替へるものとする。

6 改正前の法の規定に基づいて昭和四十三年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の法の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

（寒冷地手当の内払）

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

第一条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第二項中「五千五百八十円」を「六千二百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「一万二千円」を「一万千二百円」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 216,760	円 136,532	1	円 105,996	円 77,670	円 —	円 43,509
2	226,840	145,552	2	111,242	81,687	67,624	46,186
3	236,880	154,598	3	116,486	85,705	70,751	48,875
4	246,960	163,620	4	121,843	89,722	73,875	51,550
5	257,000	173,664	5	127,198	93,740	77,115	55,230
6		183,688	6	132,553	97,868	80,354	58,143
7		193,744	7	137,911	101,996	83,594	61,043
8		204,800	8	143,266	106,132	86,831	63,945
9		215,856	9	148,618	110,260	90,069	66,958
			10	153,969	114,166	93,306	69,973
			11	158,206	117,846	96,208	72,986
			12	161,219	121,190	99,110	76,004
			13	164,230	123,534	102,012	79,021
			14	166,797	125,879	104,912	81,927
			15	169,363	128,223	107,143	84,829
			16			109,374	87,509
			17				90,187
			18				92,640
			19				95,093
			20				97,208
			21				99,326

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	俸給月額			陸海空 將補	陸海空 將補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
	甲	乙	丙	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	216,760	136,532	112,300	95,100	78,700	66,300	63,100	50,500	42,100	39,200	30,600	26,000	24,300	21,900	19,800	17,600	16,200	
2	226,840	145,552	117,600	99,200	82,700	69,300	66,000	53,300	44,600	40,500	38,000	28,200	26,000	23,100	20,800			
3	236,880	154,598	123,000	103,400	86,800	72,300	66,000	56,100	47,200	41,800	35,400	30,600	28,100	24,300	21,800			
4	246,960	163,620	128,400	107,600	90,900	75,300	68,000	58,900	49,800	44,200	37,900	33,000	30,400	25,500	22,900			
5	257,000	173,664	133,800	111,800	95,000	78,300	72,100	61,800	52,400	46,700	40,400	35,400	32,700	26,800				
6		183,688	139,300	116,000	99,100	81,400	75,100	64,700	55,000	49,200	42,900	37,900	34,900	28,100				
7		193,744	144,700	120,200	103,300	84,600	78,000	67,700	57,600	51,600	45,300	40,400	36,300					
8		204,800	150,100	124,100	107,500	87,900	80,800	70,600	60,000	54,000	47,700	42,500	37,700					
9		215,856	155,500	127,000	111,600	91,200	83,600	73,500	62,400	56,400	50,000	44,200	39,100					
10			159,700	129,300	115,200	94,500	86,400	76,400	64,600	58,800	52,300	45,800	40,400					
11			162,800	132,400	118,700	97,700	89,200	79,300	66,700	61,100	54,500	47,400	41,700					
12			165,800	134,900	121,700	100,900	91,700	82,100	68,800	63,400	56,700	49,000	42,900					
13				137,300	123,900	103,900	93,900	84,700	70,900	65,700	58,900	50,600	44,100					
14					126,100	106,800	96,100	86,600	73,000	67,900	61,100	52,200	45,300					
15						109,700	98,100	88,500	75,100	70,100	63,200	53,700						
16						112,600	100,000	89,900	77,200	72,300	65,300	54,900						
17						114,900	101,800	91,300	78,700	74,100	66,900							
18						117,200	103,600	92,700	80,100	75,900	68,400							
19						119,400	105,400		81,500	77,100	69,700							
20						121,600	107,200			78,300	70,900							
21						123,800	109,000											

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で取令で指定するものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「期末手当は」の下に、「三月一日を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同条第二項中「六月に支給する」を「三月に支給する場合には百分の五十、六月に支給する」に、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十八条の三第一項中、「三月一日」を削り、「次に掲げる区分に應ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次に掲げる基準日の区分に應ずる割合」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の六十」に改め、各号を削る。

第二十三条第六項中「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第二十五条第二項中「一万千五百円」を「一万二千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 220,280	円 137,596	1	円 106,898	円 78,359	円 —	円 43,869
2	230,520	146,656	2	112,193	82,412	68,220	46,569
3	240,640	155,794	3	117,482	86,465	71,377	49,302
4	250,880	164,860	4	122,888	90,518	74,528	51,995
5	261,000	174,992	5	128,287	94,571	77,803	55,701
6		185,064	6	133,687	98,735	81,079	58,663
7		195,232	7	139,093	102,899	84,354	61,585
8		206,400	8	144,492	107,083	87,622	64,514
9		217,568	9	149,885	111,247	90,891	67,553
			10	155,271	115,188	94,159	70,600
			11	159,540	118,895	97,088	73,639
			12	162,579	122,261	100,017	76,692
			13	165,612	124,628	102,945	79,745
			14	168,201	126,994	105,867	82,687
			15	170,790	129,360	108,116	85,616
			16			110,365	88,322
			17				91,022
			18				93,493
			19				95,964
			20				98,088
			21				100,219

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

【参議院】

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和四十三年八月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項、附則第五項及び附則第七項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に對應する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(特定の俸給月額の切替え)

4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第七ハの三等級であつた職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者の切替日の前日において受けていた俸給月額に對應する号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸による額とする。

5 切替日の前日において、その者の属していた階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつた自衛官でその者の受けていた俸給月額が附則別表に掲げる俸給月額であるものの切替日における俸給月額は、その者が受けていた俸給月額に對應する同表に掲げる俸給月額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

6 前三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定の適用について

は、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

8 切替日からこの法律の施行の日までの間に異動した職員(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

11 旧法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。(政令への委任)

附則

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

要項

改正前の俸給月額	改正後の俸給月額
105,600	114,900
107,700	117,200
109,600	119,400

行政機関の職員の定員に関する法律案
行政機関の職員の定員に関する法律
(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房、内閣法制局及び国防会議事務局をいう。以下同じ。)並びに総理府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、五十万六千五百七十一人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。
一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
三 自衛官
四 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第五条に規定する常勤の職員
(総理府及び各省等の定員)

号に掲げる職員のうち常勤の職員
二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
三 自衛官
四 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第五条に規定する常勤の職員
(総理府及び各省等の定員)

第二条 内閣の機関並びに総理府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、国の経営する企業ごとに、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(内閣法の一部改正)

2 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一項を加える。

6 内閣参事官、内閣審議官及び内閣調査官の定数は、政令で定める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

(内閣法制局設置法の一部改正)

3 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

4 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削る。

(国家行政組織法の一部改正)

5 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条第二項及び第二十二條の二を削る。

(總理府設置法の一部改正)

6 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を「第二十二條」に改める。

第二十三條を削る。

附則第六條を削る。

7 沖繩島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法(昭和四十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)を「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)に改める。

8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の八を削る。

(警察法の一部改正)

9 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

(土地調整委員會設置法の一部改正)

10 土地調整委員會設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項を削り、第四項を第三項とする。

(首都圈整備法の一部改正)

11 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項を削る。

(宮内庁法の一部改正)

12 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

13 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條を削る。

(北海道開発法の一部改正)

14 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(防衛庁設置法の一部改正)

15 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(自衛官の定数)」に改め、同條第一項及び第三項を削り、同條第二項中「前項の本庁の定員のうち、」を削り、同項を同條とする。

第三十八條第二項中「第七條第一項に規定する職員を」防衛庁の職員に改める。

(自衛隊法の一部改正)

16 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項を次のように改める。

5 この法律において「隊員」とは、防衛庁の職員で、長官、防衛政務次官、防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労働部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議會、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議會の委員以外のものをいうものとする。

第三十三條中「防衛庁設置法」の下に「(昭和二十九年法律第六十四号)」を加える。

第六十六條第二項及び第七十條第三項中「防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員を」防衛庁の職員に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

17 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

18 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を削る。

(法務省設置法の一部改正)

19 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十七を削る。

第十七條中「第十三條の十七に定める職員を」法務省の職員に改める。

六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條を削る。

(科学技術庁設置法の一部改正)

20 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を削る。

(法務省設置法の一部改正)

21 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十七を削る。

第十七條中「第十三條の十七に定める職員を」法務省の職員に改める。

(検察庁法の一部改正)

22 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

第二十九條及び第三十條 削除

(公安審査委員會設置法の一部改正)

23 公安審査委員會設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

24 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(外務省設置法の一部改正)

25 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

(日本万国博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

26 日本万国博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

27 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九條」を削る。

(文部省設置法の一部改正)

28 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

29 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

する法律(昭和四十三年法律第 号)を「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

30 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九條」を削る。

(文部省設置法の一部改正)

31 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條」を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

32 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第八條・第九條」に、「職員及び職(第九條・第十一條)」を「職及び職員(第十條・第十一條)」に改める。

第九條の前の章名を削り、同條を次のように改める。

第九條 削除

第十條の前に次の章名を附する。

第四章 職及び職員

附則中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り上げる。

(厚生省設置法の一部改正)

33 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條」を削る。

第三十八條を削る。

(農林省設置法の一部改正)

34 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一條」を削る。

第九十一條を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

35 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「行政機關の職員」の定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)に改める。

(科学技術庁設置法の一部改正)

36 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を削る。

(法務省設置法の一部改正)

37 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の十七を削る。

第十七條中「第十三條の十七に定める職員を」法務省の職員に改める。

(検察庁法の一部改正)

38 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十条」を削る。

第五十条を削る。

(運輸省設置法の一部改正)

31 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第八十三条」を削る。

第八十三条を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

32 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

(労働省設置法の一部改正)

33 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条」を削る。

第二十二条を削る。

(建設省設置法の一部改正)

34 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

(自治省設置法の一部改正)

35 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を削る。

昭和四十三年十二月二十三日印刷

昭和四十三年十二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局